

解決！相続トラブル

Trouble Rescue

助け隊

こんなお悩みありませんか？

遺言書を作成したい

相続人と話がまとまらない

自分の死後の相続に備えたい

遺産分割手続きを知りたい

相続財産・相続人が分からない

相続放棄の手続きをしたい



愛知県弁護士会・岐阜県弁護士会所属

弁護士法人

愛知総合法律事務所

AICHI SOGO LAW OFFICE





相続のご相談は

弁護士法人愛知総合法律事務所へ

相続問題は、冷静な第三者であり、かつ法律の専門家である弁護士にご相談ください。

1

メリット
merit

初回無料法律相談を実施

面談または、電話で相談を行っております。弁護士に相談することが初めての方は、面談での相談をお勧めしております。

2

メリット
merit

平日 18 時以降・土日の相談も可能

日中仕事があるから遅い時間しか面談に行けない・平日は仕事で休めないという方も可能な限り対応させていただきます。

3

メリット
merit

相続専門の専属スタッフがいる

相続専門のスタッフがおりますので、こんな質問弁護士にしているのかな？と思うような細かいことでも、なんでもご相談ください。遺産分割協議後の解約手続きもお手伝いいたします。

4

メリット
merit

不動産登記・税金・遺族年金等の問題にも対応

相続問題は、複雑になるほど様々な分野の専門知識が必要とされます。税理士、司法書士、社会保険労務士もおりますので、相続に伴う様々な問題も一度に相談できます。

5

メリット
merit

40 年以上の実績で安心

1978 年に名古屋で事務所を開設しました。専門化、総合化を進め、現在では中部地区最大級の法律事務所に成長いたしました。

6

メリット
merit

東海地方に複数の事務所を開設

名古屋丸の内本部事務所を始め、東海地方各地に事務所を開設しております。本部事務所と同様の質の高いリーガルサービスを提供しております。



遺言作成 をサポート



遺言を書くべき人とは？

次のような場合、遺言の作成をお勧めします。



- ✎ 子どもがいない場合
- ✎ 財産が多く複雑な場合
- ✎ 相続人が多く複雑な場合
- ✎ 商売をしている場合
- ✎ 特にお世話になった人がいる場合
- ✎ 今後介護をしてくれる人がいる場合

✎ 弁護士に依頼するメリットは？

- ㊦ 希望に沿った遺言の作成ができます。
- ㊦ 法律的に誤り、間違いのない遺言の作成が出来ます。
- ㊦ 当事務所が遺言執行者となり、遺言を適切に実行に移すことができます。

遺言分割 の話し合い をサポート



相続が発生・・・どうすればよいの？

相続財産がある場合には、相続人間で遺産分割協議を行うこととなります。話し合いがまとまらない場合には、裁判所での話し合いを行う手続（調停）や、裁判所に判断してもらう手続（審判）へ移行することもあります。遺産の範囲や、不動産・株式の評価、生前の贈与や寄与分等で、争いとなることが多いです。

✎ 弁護士に依頼するメリットは？

- ㊦ 弁護士が代理人として他の相続人と話し合いを行うことで、感情的な対立による精神的負担を解消いたします。
- ㊦ 相続財産や相続人が不明な場合には、調査を行います。
- ㊦ 遺産分割協議が成立した後の預貯金の解約手続等もサポートいたします。

財産管理をサポート

法定後見制度とは？

物事を判断する能力が十分ではない方（成年被後見人等）を法的に支援する制度です。当事務所では裁判所への申立手続きのサポート、書類作成・収集や法的に正しい財産管理のアドバイスをを行います。

任意後見制度とは？

将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、公正証書にて任意後見人の支援を定めておく制度です。

当事務所では公正証書作成のお手伝いをいたします。

財産管理契約、ホームロイヤール契約とは？

今はまだ意思がはっきりしているが、財産の管理に不安がある場合には、当事務所が財産管理のサポートをすることができます。

日々の生活に不安を感じている場合には、ホームロイヤール契約にて随時対応いたします。

もしもの時弁護士がサポート

父親が借金を残して亡くなった！借金はどうなるの？

相続放棄をお勧め
としてお亡くなり
を知ってから3ヶ月
を行う必要があります
早めに弁護士にご相談

相続人が行方不明の場合は
どうするの？

相続人と長年疎遠
続人が不明の場合
時間を要し、心理
りますので、弁護
頼することをお勧め

自分だけ相続できないという遺言の場合、諦めるべきですか？

被相続人が生前に財産を全て贈与している、自分以外の人に全財産をあげるという遺言を残していた場合でも、一定の相続人は、最低限保護された権利（遺留分）を請求することができます。期間制限がありますので、お早めに弁護士にご相談ください。

費

用

弁護士に依頼をする費用

遺言書作成

基本料金 10 万円	非定型の場合	+10 万円
	公正証書作成	+3 万円

※実費として公証人の手数料がかかります。

※病院等に出張する場合には、日当と交通費実費、公証人の出張費用がかかります。

相続放棄

申述人 1 人あたり	5 万円
------------	------

※ただし、被相続人の死亡から 3 か月以上が経過している際には、加算させていただく場合があります。

相続人・相続財産調査

相続人調査のみ・財産調査のみ もしくは双方の調査をする場合	10 万円
----------------------------------	-------

※調査後に、遺産分割・遺留分減殺請求のご依頼を頂く場合、上記の価格を着手金に充当します。

遺言執行報酬

※依頼者の得た経済的利益の額に応じて、以下の区分毎に算定された金額を合計したものです。

経済的利益の額	報酬の算定方法
300 万円以下の部分	30 万円
300 万円を超え 3,000 万円以下の部分	経済的利益の 2%
3,000 万円を超え 3 億円以下の部分	経済的利益の 1%
3 億円を超える部分	経済的利益の 0.5%

遺産分割・遺留分減殺請求（請求する側）

※遺留分減殺請求（請求される側）は、当事務所の民事事件の規定が適応されます。

着手金	基本着手金	10 万円～
	（※ただし、調停、及び審判・訴訟に移行する際にそれぞれ 10 万円を加算いたします。）	
	調停へ移行	+10 万円
	審判・訴訟へ移行	+10 万円

※相続人数・相続分・特別受益・寄与分等の事情により着手金が増加される場合があります。

報酬金

経済的利益の額	報酬の算定方法
1,000 万円以下の部分	経済的利益の 12%
1,000 万円を超え 3,000 万円以下の部分	経済的利益の 10%
3,000 万円を超え 1 億円以下の部分	経済的利益の 6%
1 億円を超え 3 億円以下の部分	経済的利益の 5%
3 億円を超える部分	経済的利益の 4%

※報酬金の最低額は、20 万円になります。

ホームロイヤー・後見等

将来の生活や財産管理等に関することを弁護士が継続的に支援致します。

ホームロイヤー契約	1 か月 1 万円
-----------	-----------

※相談時間は、1 か月 1 時間程度を目安といたします。

任意後見契約	20 万円～
--------	--------

成年後見人選任申立	20 万円～
-----------	--------

実費

交通費、印紙代、郵便切手代等、事案によって異なります。あらかじめ実費に充当するために費用をお預かりいたします。

相続法律相談

初回の相談は無料

面談・電話相談どちらも

法律相談予約受付電話番号

¥0

TEL.052-212-5275

受付時間：平日・土日 午前9時30分～午後5時30分

ホームページもご覧ください <http://www.souzokumondai.jp/>



事務所のご案内

名古屋丸の内本部事務所

〒460-0002

名古屋市中区丸の内三丁目2番29号

ヤガミビル4階・5階・6階（受付）

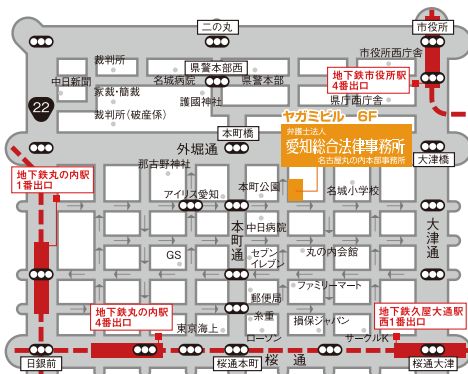
TEL.052-212-5275（相談専用）

TEL.052-971-5277（代表）

地下鉄桜通線『丸の内駅』4番出口から徒歩10分

地下鉄名城線『市役所駅』4番出口から徒歩10分

地下鉄名城線『久屋大通駅』1番出口より徒歩10分



●名古屋新瑞橋事務所

名古屋市新瑞橋区妙音通四丁目40番地

ソフレイ新瑞ビル4階

（地下鉄名城線・桜通線新瑞橋8番出口

左（西）へ徒歩30秒）

TEL.052-851-0171

●名古屋藤が丘事務所

名古屋市長東区明が丘124番地1号

ami amiビル3階

（名古屋市中区地下鉄東山線・リニモ「藤が丘」

徒歩2分）

TEL.052-778-9997

●日進赤池事務所

愛知県日進市赤池一丁目3001番地

第25オーシャンプラザ3階

（名古屋市中区地下鉄鶴舞線・名鉄豊田線「赤池」

3番出口徒歩1分）

TEL.052-680-8501

●春日井事務所

愛知県春日井市島居松町四丁目122番地

王子不動産名古屋ビル4階

（JR中央線「春日井駅」北口より徒歩15分）

TEL.0568-83-8177

●高蔵寺事務所

愛知県春日井市中央台一丁目2番地2

サンマルシェ南館1階

（高蔵寺駅北口 / 名鉄バス4番・5番乗り場

より「中央台」下車すぐ）

TEL.0568-37-3921

●小牧事務所

愛知県小牧市中央一丁目267番地

小牧カスビル2階

（名鉄小牧駅（小牧線）西出口から徒歩1分）

TEL.0568-68-6061

●津島事務所

愛知県津島市西柳原町三丁目2番地

スカイ友1階

（名鉄津島駅より徒歩5分）

TEL.0567-23-2377

●岡崎事務所

愛知県岡崎市明大寺町寺東1番1号

名鉄東岡崎駅南館ビル4階

（名鉄東岡崎線・名鉄東岡崎線「東岡崎駅」南口より

徒歩1分）

TEL.0564-84-5700

●岐阜大垣事務所

岐阜県大垣市林町五丁目18番地

光和ビル4階

（JR東海道本線・養老鉄道「大垣駅」徒歩4分）

TEL.0584-84-2288